埼 剣 連 第355号

令和2年3月27日

各加盟団体長　様

公益財団法人埼玉剣剣道大会

会　　長　 山　中　 茂　樹

剣道稽古中あるいは試合・審査中に発生した重大事故の届出について

日ごろから、本連盟の諸事業に対しまして御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、全日本剣道連盟では、剣道の安全性を重んじ「生涯剣道」を願う観点から、重大事故の頻度及びその内容を調査・分析し、重大事故に対する対応策、予防策を策定することを目的として、各都道府県剣道連盟に対して、稽古中あるいは試合・審査中に発生した重大事故について届出を行う「剣道における重大事故報告システム」を実施することになりました。

つきましては、各加盟団体または各加盟団体に所属する団体において事故が発生した場合は、下記の要領で速やかに報告くださいますようお願いします。

記

　１　報告の対象となる事故

　　　剣道の稽古中あるいは試合・審査中等に発生した事故で、入院を要するもの、あるいは入院治療と同等の治療を受けたもの。

　【 例 】　(1) 頭部・頸部などの打撲による障害（脳震盪を含む）

(2) 突きによる頸動脈損傷など咽頭部を含む障害／それに起因する二次的障害

(3) 竹刀の破損による眼外傷

(4) 熱中症（救急入院となった場合）

(5) アキレス腱などを含む腱断裂（入院となった場合）

(6) その他の理由で入院以上の処置が必要だった場合（稽古中・試合中の脳卒中、

心筋梗塞、心停止などで入院ないし死亡した場合を含む）

　２　報告項目　別紙のとおり

　　　　　　　（必須事項＊印の項目で、不明の場合については「調査中」として報告し、判明した時点で再報告してください。）

　３　報告方法　メールまたはFAX

４　報告期限　事故後１週間以内

５　その他　不明な点は、埼玉剣剣道連盟事務局までお問い合せください。